

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋6-2-1 木村ビル802

## ■ 上場株式の配当をもらったときに確定申告すべきか？

### Q

私は上場している会社の株式をもっており、年に2回ほど配当をもらっています。基本的に確定申告をしなくてよいという理解をしており、毎年、特になにもしていませんが、問題ないのでしょうか？また、確定申告をすると有利になる場合もあるのでしょうか？

## 解説

1. 配当所得とは？  
法人から受ける利益の配当や、剰余金の分配などの所得を配当所得といいます。**株式の配当を買った場合は配当所得として課税されます。**
2. 配当所得の課税方法  
通常、上場株式の配当をもらう場合は、**10%の源泉徴収**がかかります。そして、配当をもらう者は下記の**3つの方法から一番有利なものを選択することができます。**  
**総合課税** 総合課税の所得として確定申告  
長所...所得が低い場合確定申告することで、源泉徴収された税金を取り戻せます。  
また、**配当控除の適用を受けられます。**  
短所...「上場株式の譲渡損失との損益通算」は受けられず、**確定申告が必要**です。  
**申告不要** 源泉徴収だけで課税関係終了（年間の配当金額が**10万円以下**の場合）  
長所...**10%という低い税率**で、申告関係が完結。また、**確定申告をする必要がありません。**  
短所...確定申告をすることで適用される各種の優遇措置が受けられません。  
**申告分離課税** 分離課税の所得として確定申告  
長所...「**上場株式等の譲渡損失との損益通算**」が可能で、株で損を出した人は配当に係る源泉税の還付を受けられます。  
短所...配当控除の適用は受けられず、**確定申告が必要**です。
3. 配当控除とは？  
税率をかける前の所得金額から、**1000万円以下の部分については10%、1000万円超の部分は5%の金額を控除**できる制度です。
4. 「**上場株式等の譲渡損失との損益通算**」とは？  
平成21年分以後、**上場株式を譲渡して損失が発生した時、又は前3年以内の各年に生じた上場株式の譲渡損失の金額がある**ときは、**これらの損失の金額を配当の金額から控除**できる制度です。

## 要するに...

通常、株式の配当をもらっても、特に何もしないと思いますが、実は税務上認められている3つの方法の一つを選択したに過ぎません。若干面倒ですが、**確定申告をすると、配当控除の適用が受けられたり、株式の譲渡損があるときはその損失と相殺できたりと、それなりの優遇を受けることができます。**毎年どの方法を適用すれば一番有利か、シミュレーションして少しでも有利な方法を選択したいものですね。